

### 3 市環境行政 主要事業の概要

#### (1) 環境課の事務・事業

##### ①環境活動推進事業

###### ・ 秩父市環境審議会

秩父市環境審議会は、環境基本法第44条及び秩父市環境基本条例第23条に基づき設置された機関で、市長の諮問に応じて環境の保全に関する重要な事項を調査・審議します。委員は、民間諸団体・有識者から市長が委嘱しています。

本審議会は、1969（昭和44）年度制定の旧秩父市公害対策審議会条例に基づき設置された秩父市公害対策審議会を前身としており、2000（平成12）年度に秩父市環境保全条例が制定されたことに伴い、秩父市環境審議会に名称を改めました。

例年、特段の審議事項がない場合は年1回の審議会を開催し、市から審議会委員に対し、環境行政に関する報告を行っています。2023（令和5）年度も審議会を開催し、環境部2課（環境課、生活衛生課）、農林部2課室（森づくり課、全国植樹祭準備室）の事務・事業内容をまとめた冊子「令和5年度版 秩父市の環境」を審議会委員に配布し、内容について説明しました。

###### ・ 環境学習推進事業（小学校への出前授業の実施）

近年、地球温暖化をはじめとする環境問題や環境保全に対する危機意識が、世界的に高まっています。

実際に地球温暖化を原因とする気候変動の影響が深刻化している中で、環境に関する知識は必要不可欠です。特に、これからの地球の未来を担っていく子どもたちに対し、早期に環境学習の機会を与えることが大切です。

小中学校では、社会や理科等の科目の一部で地球温暖化や環境保全等に関する内容を取り扱っています。市では、新たな試みとして、教科の枠にとらわれず、総合的な視点から環境について学ぶことができる「環境教育プログラム」を作成し、2018（平成30）年度から市職員が希望のあった小学校に出向いて授業を実施しています。



南小学校での授業の様子

2023（令和5）年度は小学校5校で、1年生の1学級の18人、1・2年生の1学級の6人、2年生の1学級の26人、3年生の1学級の8人、4年生の2学級の35人、6年生の1学級の13人、計106人の児童に対して出前授業を実施しました。

引き続き、市内小学校の児童をはじめとする子どもたちが、環境についてより深い知識・関心を持ち、環境問題について自ら考え、行動するきっかけとなるよう、プログラム（授業）の内容の充実を図ります。

## ・花いっぱい推進事業

花を活用した景観美化及びコミュニティづくりの積極的な展開を図ることを目的として、市では、秩父市花いっぱい推進協議会（以下、協議会）に加入している町会（58町会）の協力のもと、花いっぱい推進事業を実施しています。

2023（令和5）年度は、5月にマリーゴールド21,276株（参加町会：46町会）、10月にパンジー11,376株（参加町会：49町会）の花苗とともに培養土、肥料、プランター等を参加する各町会に配布しました。各町会では、植栽計画書に基づき、多くの方の目につきやすい場所へ重点的に花苗を植栽するとともに、年間を通じて水やりや除草等により管理し、とても綺麗な花を咲かせています。

市では、この事業をより効果的に実施していくため、引き続き協議会と連携しながら、住みよく、ふれあいのある生活の確立を目指した花いっぱい推進事業を展開できるよう努めていきます。



参加町会での植栽作業



重点的な植栽例

## ・ 秩父市環境市民会議運営サポート

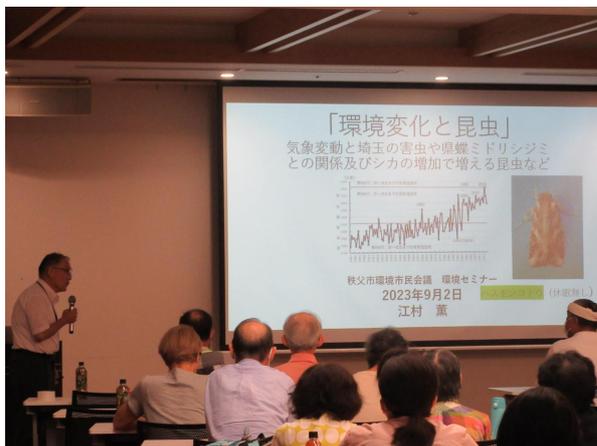
2010（平成22）年に設立された「秩父市環境市民会議」（以下、市民会議）は、市民、市民団体、学校、事業者、行政機関等が協働し交流を図りながら、各種の取組を実践・実行し、秩父の豊かな自然環境と共生した持続可能な低炭素型の循環型社会の実現を目指しています。

市では、市民会議が実施する各事業が円滑に実施できるよう、事務的なサポートや各種関連事務についての調整などを行っています。

2023（令和5）年度は、環境に関する情報提供、普及啓発、自然環境の保全を目的とし、以下の事業を実施しました。

- ・ 6/3（土） オオキンケイギク除草活動
- ・ 7/1（土） 第1回環境セミナー「環境変化といきもの」
- ・ 9/2（土） 第2回環境セミナー「環境変化と昆虫」
- ・ 11/4（日） 第3回環境セミナー「モミジと木の実のハイキング」
- ・ 12/5（火） 冬鳥観察しながらごみ拾い
- ・ 1/21（日） 第4回環境セミナー「環境活動について知ろう」
- ・ 2/11（日） 児童生徒の環境の研究作品発表会

市では、引き続き、市民会議が循環型社会の実現につながる様々なプロジェクト活動を実施できるよう、連携を図りながら運営のサポートを行います。



第2回環境セミナー  
「環境変化と昆虫」



第3回環境セミナー  
「モミジと木の実のハイキング」

## ・環境学習施設（吉田元気村）

吉田元気村には、木材チップを燃焼させたガスで発電を行う「ちちぶバイオマス元気村発電所」、地域の家庭から出る使用済みてんぷら油を原料としてバイオディーゼル燃料を製造する「ちちぶバイオマステんぷら油リサイクル工場」、そして体育館屋根上には太陽光発電設備が設置されています。

発電所の運転開始以降、本施設はこれらの設備を活用した環境学習施設として、市内外の個人・学校・企業・その他団体等の視察見学を受け入れ、エネルギーの地産地消、地球温暖化、環境・森林保全をテーマとした環境学習事業を実施してきました。

発電所は2014（平成26）年以降運転を停止していますが、現在も見学者の受け入れを行っています。

2023（令和5）年度は、3名の見学者を受け入れました。



ちちぶバイオマス元気村発電所



ちちぶバイオマステんぷら油リサイクル工場

## ・甲武信ユネスコエコパーク

山梨県の主導により、2019（令和元）年6月19日に埼玉県・山梨県・長野県・東京都の12市町村に広がる「甲武信」エリアが国内10番目のユネスコエコパークとして登録され、秩父市は構成自治体として参画しています。

ユネスコエコパークとは、ユネスコの「人間と生物圏計画」の枠組みによって、国際的に認定された地域です。世界遺産が手つかずの自然を守ることを原則としているのに対し、ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的としています。

「甲武信」エリアは甲武信ヶ岳をはじめ、金峰山、雲取山等の日本百名山が連なる自然豊かな秩父多摩甲斐国立公園を中心としたエリアであり、荒川、笛吹川、千曲川、多摩川等を含む主要な河川の分水嶺でもあります。

この「豊かな自然」に囲まれながら、地域住民が先祖より脈々と受け継いだ「自然とともに生きる」という生活スタイルを守ってきたことが大いに評価されたため、登録が認められました。この登録により、各地域を学習の場として活用すること、自然環境の保全や持続可能な資源の利活用に関する啓発普及、持続可能な社会を構築するために必要な人材の育成等の効果が期待できます。

また、ユネスコエコパークの機能として、①保存機能（生物多様性の保全）、②経済と社会の発展、③学術的研究支援の三つを有しており、個々の機能は独立しているものではなく、ユネスコエコパークの機能を相互に強化する関係となります。そしてこれらの機能を果たすためゾーニング（用途や機能別による区分）により、次のとおり三つの区域が設定されています。

- ①核心地域 ～生物多様性を保全する地域～
  - ②緩衝地域 ～核心地域のバッファー（※）、学術的研究支援を行う地域～
  - ③移行地域 ～経済と社会の発展を行う地域～
- ※バッファー…核心地域を取り囲み、外部からの影響を緩和するための緩衝地域のこと。

2023（令和5）年度の活動として、ユネスコエコパーク広報イベントとして開催されたユネスコエコパークフェア in イオンモール甲府昭和（山梨県甲府市）に参加し、構成自治体とともに甲武信ユネスコエコパークの理念や魅力、豊かな自然と人々との関わりを伝えました。このイベント内において、市は、一般社団法人日本フォトガラスアート協会と連携し、環境に配慮したリサイクルガラスビーズを使った体験イベントを2日間実施しました。

また、山梨県立武田の杜サービスセンター（山梨県甲府市）で開催された構成市町村担当職員研修会やワークショップに参加し、構成市町村と情報共有を行いました。



甲武信ユネスコエコパーク ロゴマーク

## ・第2次ちちぶ環境基本計画

2011（平成23）年8月、ちちぶ圏域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）では、自然環境保全、地球温暖化対策などの様々な環境問題に対し、広域的な取組を横断的に実行するため、1市4町の住民代表、事業者代表から構成される「ちちぶ環境基本計画策定委員会」を設立し、2012（平成24）年12月に「ちちぶ環境基本計画（計画期間：2013（平成25）年度から2022（令和4）年度）」（以下、「第1次計画」）を策定しました。

その後、2014（平成26）年6月には、第1次計画の実施状況を点検するための機関として、1市4町から推薦された委員及び担当者からなる「ちちぶ圏域環境委員会」を設立しました。

2022（令和4）年度をもって第1次計画の計画期間が終了することに伴い、第1次計画の内容を見直し、社会情勢や環境課題に対応しながら、引き続き1市4町で広域的な取組を実行するため、2023（令和5）年度から10年間を見据えた新たな計画「第2次ちちぶ環境基本計画」（以下、第2次計画）を2022（令和4）年12月に策定しました。

第2次計画の策定にあたっては、ちちぶ圏域環境委員会での検討を重ねるとともに、委託事業者による各種基礎資料の収集・分析、住民の環境に対する意識の把握（住民意識調査の実施）、ちちぶ圏域の環境の保全及び創造に関する他の計画との整合性など、多岐に渡るデータを専門的に分析し、第1次計画に定める望ましい環境像「荒川の清流が未来につながりだれもがいきいきと安心して暮らせるまち」の実現に引き続き取り組むこととする計画としました。

2023（令和5）年度より、第2次計画に基づき、ちちぶ圏域1市4町で連携を図りながら各種の環境施策に取り組んでいます。



**ちちぶ定住自立圏**  
**（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）**

ちちぶ定住自立圏 ロゴマーク

## ②地球温暖化対策推進事業

### ・第2次ちちぶ地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び秩父市地域脱炭素ビジョン

近年、猛暑や豪雨被害等、地球温暖化が原因とされる気候変動による影響が深刻化しています。

IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）特別報告書でも、「2050年頃に二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量を実質ゼロ（※）にする必要がある」と示されています。

日本においても、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、現行の地球温暖化対策計画で2030年目標として温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを設定し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることとしています。

こうした中、市は「2050年までに市内のCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に向けて取り組む」ことを、2019（令和元）年12月に埼玉県内の自治体で初めて宣言し、実現に向けて、CO<sub>2</sub>排出量削減に資する各種の施策に取り組んでいます。

2022（令和4）年には、「第2次ちちぶ環境基本計画」に含める形で国の温室効果ガス削減目標に合わせた「第2次ちちぶ地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

さらに、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」）を最大限に有効活用することが非常に重要であると捉え、同年、国庫補助金を活用し、地域における再エネポテンシャル及び将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネ導入目標を設定し、目標を実現するための具体的施策等を盛り込んだ「秩父市地域脱炭素ビジョン（以下、ビジョン）」を策定しました。

また、このビジョンの目標達成に向けた重点施策の一つである「先導的な公共施設の脱炭素化」を推進するため、ビジョン策定と併せ国庫補助金を活用し、市施設（庁舎・学校等）への再エネ及び省エネ設備の導入を図るための可能性調査を実施しました。

今後、「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、ビジョンに基づく各種事業の推進に取り組めます。

なお、市のCO<sub>2</sub>排出量は、2013（平成25）年度の531,010t-CO<sub>2</sub>から、2021（令和3）年度には429,921t-CO<sub>2</sub>となり、8年間で約19%が削減されています（埼玉県温暖化対策課「県内市町村温室効果ガス排出量算定結果」より）。

※CO<sub>2</sub>の人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との均衡を達成すること。

## ・省エネ家電買い替え助成金交付事業

家庭部門での温室効果ガス排出量の削減を図るため、市では2017（平成29）年度から「秩父市省エネ家電買い替え助成金交付事業」を実施しています。

本事業は、省エネ基準達成率100%以上に該当する定格内容積が300L以上の電気冷蔵庫（以下、冷蔵庫）を新たに購入し、これまで家庭で使用していた冷蔵庫をリサイクル処理に出した市民に対して助成金を交付するものです。

2023（令和5）年度は104件の申請があり、そのほとんどが10年以上使用している冷蔵庫からの買い替えによるものでした。買い替えによる消費電力削減量は、28,511.6kWhであり、事業開始からの累積消費電力削減量（7年分）は242,813.39kWhとなりました。

なお、この消費電力削減量を世帯換算すると、2023年度は約7.6世帯分、7年間の累積は約64.5世帯分（環境省「令和3年度家庭部門のCO2排出実態統計調査 資料編（確報値）」より算出）、杉の木換算すると、2023年度は約1,477.4本分、7年間の累積は約12,768.9本分（林野庁「森林はどのくらいの量の二酸化炭素を吸収しているの？」より算出）に相当します。

近年の技術革新により、最新式の冷蔵庫は省エネ性能が格段に進歩しているため、買い替えによって、家庭における省エネ及び温室効果ガス排出量の削減を、手軽かつ確実に実現することができています。

市では、今後も市民の需要に対応した助成金の充実を図り、省エネ家電の普及を促進して、温室効果ガス排出量の更なる削減を目指します。



統一省エネラベル

## ・次世代自動車推進事業

各国では、地球温暖化や大気汚染防止の観点から、走行時に温室効果ガスを排出しない電気自動車（Electric Vehicle=EV）の普及促進につながる取組を行っています。

日本においても、2020（令和2）年12月に経済産業省が策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の中で、「2035年には乗用車の新車販売で電動車（※1）の割合を100%にする」という目標を掲げており、より一層、ガソリン車からEVを含めた電動車へシフトしていくと予想されます。

EVの普及には、社会インフラとしてのEV用充電ネットワークを拡充し、EVの利用環境を整備することが必要不可欠です。市では、早期から積極的に補助金を活用し、公共施設や市内道の駅（ちちぶ、龍勢会館、大滝温泉）にEV用急速充電設備（※2）を設置してきました。また、2023（令和5）年には、設置した充電設備が耐用年数を経過している状況等を踏まえ、事業者と連携し、充電設備の新規設置や置換に向けた取組を開始するなど、今後も、電動車の普及促進を図っていきます。

※1 動力に電力を使用する自動車の総称であり、「EV（電気自動車）」、「HV（ハイブリッド自動車）」、「PHV（プラグインハイブリッド自動車）」、「FCV（燃料電池自動車）」を指す。

※2 EVのバッテリーを30分程度で約80%まで充電する充電設備。

表 市内公共施設・道の駅等EV用充電設備設置状況

	じばさん 商店（※4）	道の駅 ちちぶ	道の駅 龍勢会館	道の駅 あらかわ	道の駅 大滝温泉
急速充電器	○	○	○	×	○
普通充電器（※3）	×	×	○	○	○

※3 EVのバッテリーを5～8時間で満充電する充電設備（200Vの場合）。

※4 令和6（2024）年10月現在、利用休止中。



急速充電中の電気自動車



道の駅 急速充電設備

## ・市公共施設における省 CO<sub>2</sub> 化

地球温暖化の原因となる温室効果ガスには数種類ありますが、その中でも、とりわけ二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量の削減が有効です。

2015（平成 27）年に政府は、「2030 年度における温室効果ガス排出量を国全体として 2013 年度比で 26%削減し、そのうち市役所業務が該当する「業務その他部門」では約 40%の削減」を目標とする「日本の約束草案」（以下、約束草案）を国連に提出しました。市が 2018（平成 30）年度に策定した「秩父市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）《第 4 次計画》」では、市役所業務における温室効果ガス排出量の削減目標を、約束草案に合わせて「2030 年度までに 2013 年度比で 40%削減」としています。

市役所では日常業務の改善を主とした取組により、温室効果ガス排出量を 2016（平成 28）年度までに 2013（平成 25）年度比で 25%以上削減しましたが、約束草案の目標を達成するために、日常業務以外において、各種の施策や取組を実施しました。

2018（平成 30）年度には、CO<sub>2</sub> 排出量の削減について高い効果が見込める「ほのぼのマイタウン」、「文化体育センター」、「吉田元気村」の 3 施設の照明及び空調機器の設備改修を実施し、施工前と比較し CO<sub>2</sub> 排出量を約 30%～60%削減、2021（令和 3）年度には、道路照明灯の LED 照明改修を実施し、CO<sub>2</sub> 排出量を約 80%削減することができました。

また、市公共施設において秩父新電力株式会社（13～14 ページ）が供給する CO<sub>2</sub> 排出係数の低い電力を導入することで、電力使用による CO<sub>2</sub> 排出量が大きく削減されています。

これらの取組により、2022（令和 4）年度実績では、2013（平成 25）年度と比較し、温室効果ガス排出量を約 42%削減し、計画よりも早期に削減目標を達成できていますが、2021（令和 3）年 10 月に改定された政府の「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス削減目標が大幅に引き上げられ、市役所業務が該当する「業務その他部門」では、「2030 年度における温室効果ガス排出量を、2013 年度比で 51%削減する」必要があるとされています。

今後も、国の新たな削減目標の達成とゼロカーボンシティの実現に向けて、照明の LED 化等による公共施設の省 CO<sub>2</sub> 化改修や秩父新電力株式会社と連携した再エネ設備の推進等、「CO<sub>2</sub> 排出量実質ゼロ」に向けた各種の取組を進めます。

### ③再生可能エネルギー推進事業

#### ・ 廃食用油再生事業

市では 2007（平成 19）年度から、家庭や学校給食共同調理場から回収した使用済みてんぷら油（廃食用油）を原料としたバイオディーゼル燃料（BDF）の製造を行っています。

BDF は廃食用油を再利用し精製した燃料であるため、「製造」・「使用」する行為そのものが、河川の水質汚濁の防止や家庭から排出される可燃ごみの減量、ひいては循環型社会の実現につながるという大きなメリットがあります。そして現在、BDF は軽油の代替燃料として利用されており、市では公用車 3 台と牽引式発電機 3 台の燃料として使用しています。

2023（令和 5）年度末現在で BDF を燃料とする公用車の合計累積走行距離は 638,841km になりました。これは地球約 15.9 周分の距離に相当します。また、牽引式発電機は野外イベントにおける電化製品等の電源として使用したこともあるほか、市内の観光イベントの電源としての利用や施設の点検に伴う停電時の電力供給等にも利用されてきました。

2013（平成 25）年度からは、ちちぶ定住自立圏事業として、市内だけでなく横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町の家庭及び学校給食施設等から排出された廃食用油の引き取りを実施しており、2023（令和 5）年度中の廃食用油回収量は 14,264L となりました。

廃食用油は、市民の協力のもとに集められた地域資源です。これからもこの貴重な地域資源の有効活用と、適切な使用に取り組んでいきます。



牽引式発電機  
（燃料に BDF を使用）

#### ・ 新電力会社との連携事業

2018（平成 30）年 4 月、市では「再生可能エネルギーの地産地消」と「地域経済の活性化」を目的とし、地域で発電された電力を仕入れて地域に卸すことをコンセプトとした地域新電力会社である「秩父新電力株式会社」（以下、秩父新電力株）を設立しました。

この秩父新電力株では、2019（平成 31）年 4 月から市公共施設を中心に電力供給を開始し、現在は周辺 4 町を含めた秩父地域や姉妹都市の公共施設や企業等にも電力供給を広げています。

秩父新電力株が供給している電力は、秩父クリーンセンターのごみ処理発電や卒 FIT 太陽光発電等、地産の再生可能エネルギーの割合が高く、この電力を使う公共施設や事業所、住宅の「電力使用による二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量」の削減につながっています。

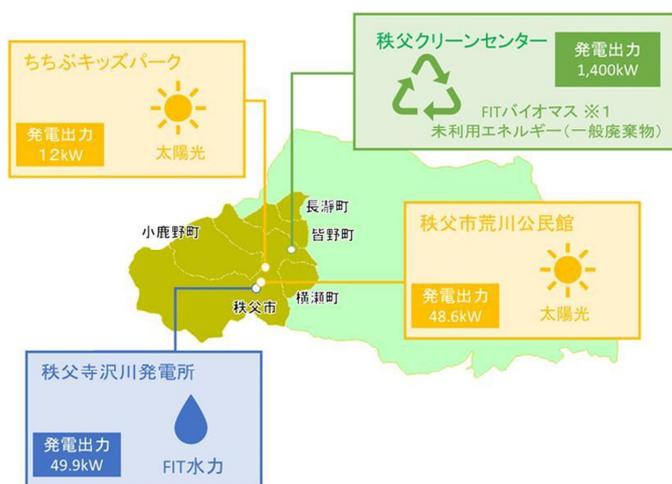
さらに、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けたCO<sub>2</sub>排出量削減の取組として、市役所本庁舎・秩父宮記念市民会館・歴史文化伝承館、吉田・大滝・荒川総合支所と小中学校 21 校の計 27 施設ではCO<sub>2</sub>排出量が「実質ゼロ」の「ちちぶ RE100 電力」を使用しています。これにより、市公共施設全体のCO<sub>2</sub>排出量において約 2,000t-CO<sub>2</sub> の削減ができています。

一方、2021（令和 3）年 1 月の市場価格暴騰の影響により、同社の 2020（令和 2）年度決算は債務超過に陥りましたが、経営陣は 3 か年の経営再建計画を策定し、これに基づく方策を講じることで、2021（令和 3）年度決算で計画を 1 年前倒しする形で債務超過を解消しました。また、経営再建計画の最終年度となる 2023（令和 5）年度には累積黒字に転換し、計画目標を達成しました。

原料価格高騰等の世界情勢の影響により、依然として電力調達価格は不安定で、電力小売業界全体に厳しい状況が続いていますが、経営安定化に向け、市は出資者としての役割を果たせるよう努めます。

なお、秩父新電力(株)による 2023（令和 5）年度における「地域付加価値額（企業による地域経済効果を積算した金額）」は、地域顧客電気代の削減、地域雇用創出等により約 1 億 1,800 万円と地域経済に貢献しており、秩父新電力(株)が生み出した利益は、将来的な地域課題解決のために活用し、各種の事業を展開することにより地域への還元を図る方針です。

また、市、秩父新電力(株)及び一般電気事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社を加えた 3 者において包括連携協定を締結し、再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりへの取組を行っており、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組と併せ、様々な事業連携を進めています。



秩父新電力(株)が活用する地産の再生可能エネルギー



秩父新電力

秩父新電力(株)会社ロゴマーク

## ・発電施設適正導入推進事業

地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するため、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入が、全国的に進められましたが、太陽光の急速な拡大に伴い、土砂流出による災害や自然環境・景観への影響など様々な課題も生じています。

このような事態を未然に防ぐため、市では、2016（平成28）年度に、埼玉県内の自治体として初となる太陽光発電事業に関するガイドライン及び要綱を策定し、地域住民の理解を得た、地域の環境や景観等に調和した事業の適正かつ適切な実施に努めるよう事業者に求めてきました。

しかしながら、一部の太陽光発電設備では、その設置状況や維持管理について、不適切な状況が見受けられ、地域住民の生活にも不安を与えています。

このような状況を踏まえ、市では、2023（令和5）年度に、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去等に関し必要な事項を定め、災害の発生を防止するとともに、自然環境、生活環境及び景観の保全に寄与することを目的とした「秩父市太陽光発電の適正な設置等に関する条例」を制定、施行しました。

一方で、2050年ゼロカーボンシティの実現のためには、市内において太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギーを創出する取組、いわゆる「創エネ」によるクリーンな電力を地域内で使用し、「電力の地産地消」を強力に進めていくことが重要となりますので、本条例の対象とならない建物屋根への発電設備の設置等を積極的に進めていきます。

太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギーによる創エネの拡大・拡充のため、市特有の豊かな自然と景観に配慮しつつ、引き続き太陽光発電事業の適正な実施と推進のために取り組んでいきます。



秩父市歴史文化伝承館壁面の太陽光パネル